

## 営繕工事における熱中症対策に係る費用について（新潟市）（改正）

### 1 対象工事

令和5年10月30日以降に入札手続きを行う全ての営繕工事（※）

（※）「公共建築工事共通費積算基準（R5.3月改定）」を適用した工事に限る。

### 2 工事費への費用計上の考え方

以前から、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）、等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

（別表）

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
  - ・ 作業場換気用送風機
  - ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
  - ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
  - ・ 遮光チョッキ、空調服
  - ・ ドライミスト
  - ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置
- 等